

「週休2日」工事実施要領（森林土木事業編）

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県環境林務部が所管する建設工事において、「週休2日」工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として「週休2日」工事の実施を推進することを目的とする。

（定義）

第3条 週休2日の定義は以下のとおりとする

2 週休2日工事とは週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう

（1）週休2日（現場閉所型）工事

① 完全週休2日（週単位の週休2日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

④ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全部を一時中止している期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

⑤ 休日

受注者が労働者に与える休日のほか、現場閉所日、降雨、降雪等による予定外の事由により、当該現場に労働者が従事していない日をいう。

⑥ 工事着手日

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

⑦ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑧ 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(2) 週休2日（交替制）工事

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

④ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事の全部を一時中止している期間

エ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

⑤ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

⑥ 工事着手日

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所や工事看板等の設置（設置に伴う除草作業等を含む。）又は測量）、工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

⑦ 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

⑧ 平均休日率

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として環境林務部が所管する県営工事の全ての工事とするが、社会的要請により、早期の工事完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注形式)

第5条 対象工事については、原則として、「週休2日（現場閉所型）」の完全週休2日（週単位の週休2日）を実施するものとし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日（現場閉所型）」の月単位の週休2日、通期の週休2日、または「週休2日（交替制）」（週単位、月単位、通期）とすることができる。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」工事である旨を明示するものとする。

(実施手続)

第6条 受注者は、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（森林土木事業）【完全週休2日】（別紙1参照）」を施工計画書に添付し発注者に提出する。

月単位の週休2日工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表（森林土木事業）【月単位・通期】（別紙2参照）」を再提出すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

2 受注者は、「週休2日」工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を完成図書に含めて発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の計上)

第7条 週休2日の取得に要する費用の計上はしないものとする。

(工事成績評価の取り扱い)

第8条 対象期間において、現場閉所による4週8休（月単位の週休2日）以上の取組を達成している場合、監督員の「工程管理」の項目で加点対象として評価する。加えて、週休2日に係る他の模範となるような取組を実施した場合は、総括監督員の「工程管理」の項目でも加点対象として評価する。

(留意事項)

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日に作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、完全週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「週休2日」工事の明示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す



かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)

令和○○年○○月○○日まで
時 間 帯 ○:○○～○:○○

復旧治山事業（○○○工区）

発注者 鹿児島県○○地域振興局
農林水産部林務水産課

施工者 ○○○○○建設株式会社
電話 099-***-***
電話 099-***-***

※交替制で週休2日工事を実施している場合は”「週休2日」工事（交替制）」と記載

「週休 2 日」工事実施フロー

時点	項目	受注者	発注者
発注時	特記仕様書	—	対象工事である旨を明示 【実施要領第 5 条第 2 項関係】
契約後	実施手続き	施工計画書提出時に 休日の取得計画を記載した 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 1 項関係】	受理
実施中	準備	工事の標示施設に 「週休 2 日」工事である旨を明示 【実施要領第 6 条第 2 項関係】	確認
完成時	実績報告	工事完了後に <u>最終の休日の取得実績を記載した</u> 「休日取得計画実績表」を提出 【実施要領第 6 条第 3 項関係】	現場閉所を確認できる資料等 により取得実績を確認 【実施要領第 6 条第 3 項関係】
完成後	成績評定	—	対象期間において、4 週 8 休（月 単位の週休 2 日）以上の取組を達成 している場合、監督職員の「工程管 理」の項目で加点評価 加えて、週休 2 日に係る他の模範 となるような取組を実施した場合は 、総括 監督員の「工程管理」の項 目でも加点対象として評価 【実施要領第 8 条関係】